

公表様式（第 12 条関係）

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社又は営業所の所在地
株式会社 J T B	東京都品川区東品川 2 - 3 - 1 1

2 指名停止措置期間

令和 6 年 6 月 6 日から令和 6 年 9 月 5 日まで（3 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲

壬生町が発注する工事等

4 事実概要

当該業者は、青森市が指名競争入札の方法により発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務に関して、令和 4 年 4 月 1 日以降、入札参加業者各社の支店長級の者が電話連絡等の方法により協議を重ね、同月 6 日、各社の支店長級の者が電子メールで連絡する方法により、特定移送業務について、ア 受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力すること、イ 受注予定者は、受注予定者以外の者に受注した当該業務の一部を委託することを合意することにより、公共の利益に反して、特定移送業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

5 指名停止措置理由

有資格者である当該業者は独占禁止法第 3 条の規定に違反し、令和 6 年 5 月 30 日に独占禁止法第 7 条第 2 項の規定に基づき公正取引委員会から排除措置命令を受けた。

このことが壬生町建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第 2 の 4 のウに該当するため。

〔指名停止等措置要領別表第 2 の 4〕

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為）	
4 次の場合において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
ア 町工事等にかかる違反行為	6 ヶ月以上 24 ヶ月以内
イ 本県内における工事等にかかる違反行為（上記アに掲げる場合を除く。）	5 ヶ月以上 18 ヶ月以内
ウ 上記ア及びイ以外の工事等にかかる違反行為	3 ヶ月以上 12 ヶ月以内